

確定給付企業年金 決算のお知らせ

2025年10月

株式会社リコー 人事総務部
C&B室 給与年金グループ

確定給付企業年金(規約名:リコーグループ規約型企業年金 以下企業年金)の2024年度の決算が確定いたしましたので収支等をお知らせします。

I. 企業年金の概要

(2025年3月31日現在)

■加入者・受給者・待期者数

加入者 28,362 人 受給者 3,709人 待期者 1,332 人

加入者……60才未満の現役社員
受給者……年金を受給している方(60才以上)
待期者……会社を中途退職して年金の受給年令(60才)に達していない方

■掛金納付状況

納付額 12,901百万円

※掛金は全額事業主負担

■給付状況

◇老齢給付金	年 金	3,708件	3,688百万円
	一時金	1,241件	12,725百万円
◇脱退一時金	一時金	352件	434百万円
◇遺族給付金	年 金	1件	1百万円
	一時金	46件	245百万円

■加入会社(2025年3月末現在)

(株)リコー、リコークリエイティブサービス(株)、リコーリース(株)、SBSリコーロジスティクス(株)、リコーアイメージング(株)、リコーアイダストリー(株)、エトリア(株)、リコージャパン(株)、リコーアイソリューションズ(株)、リコーエレメックス(株)、迫リコー(株)、山梨電子工業(株)、リコーアイダストリアルソリューションズ(株)、SBS三愛ロジスティクス(株)、(株)オプトル

《参考》 給付設計

給付の種類			支給要件	給付額
老齢給付金	年金	【支給期間】 5年 10年 20年 10年(5年前厚型) 20年(5年前厚型)	加入者期間20年以上の加入者または加入者であった者が60歳に達したとき ※年金と一時金の組合わせ選択が可能 (比率を以下5種類から選択)	リコーグループ企業年金規約 第2節第22条の定めの通り
		一時金	<年金> <一時金> 1. 100% : 0% (全額年金) 2. 75% : 25% 3. 50% : 50% 4. 25% : 75% 5. 100% : 25% (全額一時金)	リコーグループ企業年金規約 第2節第23条の定めの通り
脱退一時金	一時金		加入者期間3年以上20年未満で加入者資格を喪失したとき	リコーグループ企業年金規約 第3節第26条の定めの通り
遺族給付金	一時金		次に掲げる者が死亡したとき (1) 加入者期間が3年以上ある加入者(老齢給付金の支給要件を満たしている者を除く) (2) 加入者期間が20年以上ある加入者であった者であって、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をしているもの (3) 老齢給付金の支給を受けている者	リコーグループ企業年金規約 第4節第32条の定めの通り

Ⅱ. 2024年度の年金資産状況

(2024年4月1日～2025年3月31日)

年金資産損益計算書

費用	19, 674百万円
◇給付金	17, 909百万円
◇その他の経常支出	726百万円
内訳	
退職に伴う他制度への移換金等	233百万円
運用報酬等の手数料	423百万円
業務委託費	70百万円
◇運用損失(信託資産)	1, 039百万円
◇別途積立金積増金	—

※百万円未満は四捨五入

収益	19, 674百万円
◇掛金等収入	12, 901百万円
◇責任準備金(*1)減少額	6, 527百万円
◇運用収益(保険資産)	246百万円
◇当年度不足金	—

年金資産貸借対照表

資産	149, 304百万円
◇流動資産	1, 052百万円
◇固定資産	148, 252百万円
◇当年度不足金	—

負債	149, 304百万円
◇支払備金 *2	2, 652百万円
◇責任準備金 *1	130, 088百万円
◇別途積立金	16, 564百万円

加入者・受給者・待期者の受給権保護のために、企業年金では決算期ごとに、年金資産の積立状況を2つの方法（継続基準、非継続基準）で検証しています。

これによって、加入者・受給権者の年金受給権の確保に努めます。検証の結果、基準値をクリアしていない場合は財政計画の見直し（変更計算）をして拠出金の変更等を行います。

■継続基準

今後も制度が継続していくという観点で、必要な資産が積立てられているかどうかを検証します。

判定基準	計算値	基準値
（年金資産額+許容繰越不足金）	1.25	1.0
責任準備金		

【検証結果】

年金資産が責任準備金を上回っているため、掛金の見直しの必要はありません。



*1

■非継続基準

現時点で制度を終了した場合に加入者や受給権者に支払う年金資産が確保されているかと言う観点で年金資産額が最低積立基準額を上回っているかどうか検証します。

【ステップⅠ】

リコー企業年金は2016年度の財政検証でこの非継続基準に抵触したために、回復計画として2018年度から特例掛金を拠出しております。

回復計画中でも非継続基準をクリアした場合は特例掛金の拠出は停止します。

判定基準	計算値	基準値
年金資産額	0.85	1.0
最低積立基準金		

【検証結果】

年金資産額が最低積立基準額を超えていなかったため特例掛金の拠出要否の検証（ステップⅡ）が必要です。



*4

【ステップⅡ】

ステップⅡでは7年間（2026年度～）以内に非継続基準をクリアするかどうかを検証します。検証結果に応じて、特例掛金の設定を行います。

【検証結果】

特例掛金額を設定せずとも、7年以内に非継続基準をクリアするため、特例掛金額の拠出は、必要ありません。

■運用状況

年金資産は、将来の給付に備え、リスクを最小限に抑え、年金財政の充足を満たす為に、「制度全体の必要利回りを安定的に確保すること」を目指して、運用目標や資産の構成割合などを定めた「基本方針」に基づき運用しています。また、運用目標の達成度や各運用受託機関の運用状況は定期的に評価し、必要に応じて資産の構成割合や運用受託機関の見直しを行なっています。

当期期間中(2024/4/1～2025/3/31)の運用成績は、アクティブ戦略やクレジット戦略の活用により、金利上昇環境下のマイナスを抑制した一方、期末にかけてトランプ政権の政策に伴う米国の景気減速懸念が意識される中でのトレンド転換の影響を受け全体では-0.54%となりました。

単年度では目標収益率を下回る実績となりましたが、中長期的には目標収益率を上回る実績となっており、2025年3月時点での企業年金財政は、剰余金が約200億円ある健全な財政を維持しています。

■資産構成割合

さまざまなタイプの運用資産を組み合わせて分散投資を行い、リスクの低減を図っています。

【2024年度政策的資産構成割合】



【2025年3月時価ベース構成割合】



国内債券　　満期償還まで保有すれば元本と一定利率の保証がある資産

ヘッジ外債　　高収益が期待できる一定のリスクのある資産。各国の資産価格に変動があるため、リスク分散が可能

一般勘定　　元本と一定利率の保証がある安全性資産

株式　　高収益が期待できる一定のリスクのある資産

オルタナティブ　　債券や株式などの伝統的な資産とは異なる資産
不動産や保険など様々な種類があり、リスク分散が可能

V. 2024年度スチュワードシップ活動報告

リコーグループ企業年金は、「資産保有者としての機関投資家」(アセットオーナー)として、「責任ある機関投資家」の諸原則である「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れ表明を2023年10月に行っており、委託先運用受託機関とのコミュニケーション、また委託先運用受託機関のスチュワードシップ活動のモニタリング*等を通じ、スチュワードシップ責任を適切に果たしていくこととしております。

*各アセットマネージャーによるスチュワードシップ活動への取り組み状況を、一元的に把握できる仕組みとして提供されている“スマートフォーマット”を用いて、毎年モニタリングを実施いたします。

スチュワードシップ責任を果たすための方針

■2024年度モニタリング結果

1) 委託先運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の総評

現在ファンドを採用している14の金融機関について、問題のある金融機関はありませんでした。

2) モニタリングにおける主な観点

主な観点	評価結果
PRI *5、及び日本版スチュワードシップ・コードの受入	14金融機関すべてが受入済みである。
利益相反の防止	14金融機関すべてが利益相反防止の方針を策定済みである。
スチュワードシップコード活動の体制と自己評価	14金融機関すべてが、活動を統括する会議体を設けており、年に一度自己評価を行い、その結果を公表している。
議決権の行使	14金融機関すべてが、議決権行使の判断基準を持ち、その行使結果を公表している。

VI. その他

■お問い合わせ先

※リモートワークを行っているため、なるべくメールでお願い致します。

ポイント情報等の確認及び年金業務について	リコーグループ企業年金決算について
<p>《業務委託先》 エイチアールワン(株) リコーグループ企業年金担当 〒104-0045 東京都中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ TEL:03-6633-0343 FAX:03-6633-0347 メールアドレス:ricoh-gyomu@hrone.co.jp</p>	<p>(株)リコー 人事総務部 C & B室 給与年金グループ 企業年金チーム 〒143-8555 東京都大田区中馬込1-3-6 TEL:070-4404-7906 FAX:03-6673-4508 メールアドレス:zjc_nenkin.tantoh@jp.ricoh.com</p>

■用語説明

*1 責任準備金	将来の給付を行うために現在時点において保有しておくべき理論上の積立金
*2 支払備金	4月に支払を行う予定の2月・3月分の年金給付金（未払給付金）
*3 許容繰越不足金	法律上、ここまで年金資産に不足が生じても許される最大限度の金額
*4 最低積立基準額	現時点で解散したときに加入者、受給権者の加入期間に見合った給付を賄うために必要な年金資産 30年国債の直近5年平均の金利が計算基礎の一つになっている
*5 P R I	2006年4月に国連が公表した機関投資家の責任投資原則 (Principles for Responsible Investment)

以上